

# 保険料の払込方法を選べます

保険料の払込方法(回数)をお選びいただけます。

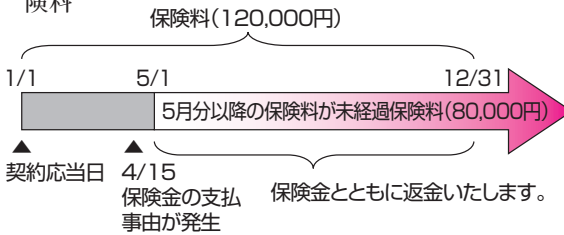
| 払込方法(回数) | 内容                          |
|----------|-----------------------------|
| 月払       | 毎月、保険料を払い込む方法です。            |
| 半年払      | 半年ごとに保険料を払い込む方法です。          |
| 年払       | 1年ごとに保険料を払い込む方法です。          |
| 一時払      | 全保険期間の保険料をご契約時に1回で払い込む方法です。 |

- ▶ ご契約後、月払・半年払・年払の間で保険料の払込方法(回数)を変更することができます(一時払の場合を除く)。ただし、保険料の額によっては制限がありますので、詳しくは当社担当者にご相談ください。
- ▶ 半年払、年払の保険契約の場合、保険契約の消滅などにより、保険料のお支払いが不要となったときは、**未経過保険料**があれば払いもどします。

❗ 月払、一時払には、未経過保険料はありません。

(未経過保険料の例)

- 契約応当日:1月1日 ● 月ごとの応当日:毎月1日
- 1月27日に年払保険料(120,000円)をお支払いされ、4月15日に保険金の支払事由が発生した場合の未経過保険料



(計算方法)

保険料のお支払いを要しなくなったのは保険金等の支払事由が発生した4月15日であり、その翌日以降最初に到来する月単位の契約応当日は5月1日となります。したがって、5月1日から12月31日までの8か月分に対応する保険料相当額を払いもどします。

$$80,000円 = 120,000円 \times \frac{8か月<未経過月数(5月~12月分)>}{12か月}$$

(未経過保険料) (年払保険料)

保険料のお支払いには、次の方法(経路)があります。

## 口座振替

保険契約者が定めた預金口座(当社が提携している金融機関などに限る)から自動的に保険料が当社に振り込まれます。

- 保険料の振替日  
口座振替は、毎月27日(ゆうちょ銀行は末日)です。ただし、この日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
- 振替ができなかった場合  
預金残高不足などの理由でお振り替えできなかったときは、翌月の振替日に、月払の場合は2か月分を、年・半年払の場合は同一金額を再度振替いたします。
- 通帳表示  
口座振替は当社と直接提携している銀行を除き、SMBCファイナンス社が請求・収納業務を代行いたします。この場合、預金通帳の表示は、「SMBC(ソニーセイメイ)」「SMBC」「エスエムビーシーファイナンス」「フリカエ」などとなりますので、あらかじめご了承ください。

## 団体扱・特別団体扱・集団扱・特別集団扱

勤務先などの団体を経由してお支払い込みください。

団体から脱退される場合、当社担当者までご連絡ください。所定の事務手続を経て、新たな払込方法(経路)に変更させていただきます。なお、新たな払込方法(経路)に変更されるまでの間の保険料は、最寄の支社または本社にお支払い込みください。

## 送金扱\*

当社から払込用紙をお送りしますので、払込期月中に当社指定の銀行などでお支払い込みください。

払込期月中に払込用紙が届かなかった場合、当社担当者までご連絡ください。

## 店頭扱\*

最寄の支社か本社に持参してお支払い込みください。

\*送金扱、店頭扱については、当社が特に必要と認めた場合に限り、お取り扱いします。

保険料は、まとめてお支払いいただくと割安になります(前納)。

将来の保険料の全部または一部を前納された場合、当社所定の利率で保険料を割り引きます。

保険料前納金は、当社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料に充当いたします。

保険金等をお支払いすることや解約することにより保険契約が消滅したり、保険料の払込免除事由などが生じたときに保険料前納金の残額があれば払いもどします。



- 前納の回数によっては、保険料前納金が割引にならない場合があります。
- 保険料の払込方法(経路)が団体扱・特別団体扱・集団扱・特別集団扱の場合、前納のお取り扱いができません。
- 前納された場合、払済保険・延長保険への変更、復旧、保険期間・払込期間の変更、特約中途付加などのお取り扱いができません。
- 変額保険(終身型・有期型)、変額個人年金保険の場合、払込期月の到来していない保険料前納金は、特別勘定による運用はいたしません。

❗ 主契約によっては、一時払をご利用できません。

**未経過保険料**とは、半年払・年払でお支払いいただいた保険料のうち、保険料のお支払いが不要となった日の翌日以降、最初に到来する月単位の契約応当日から、払込期月の契約応当日が到来するまでの期間に対応する未経過部分の保険料のこと。

❗ 以下の主要約の場合は、未経過保険料がありません。  
・積立利率変動型終身保険  
・変額保険(終身型・有期型)  
・変額個人年金保険

❗ 団体扱・特別団体扱・集団扱・特別集団扱をご利用いただけない主契約もあります。

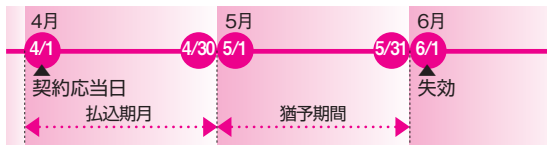
# 保険料を猶予期間内にお払い込みいただかない場合、 保険契約は失効することがあります

払込猶予期間内にお払い込みがない場合、  
保険契約の効力がなくなることがあります。

保険料は払込期月にお払い込みください。なお、払込期月  
中にお払い込みがない場合でも、次のとおり猶予期間があり  
ますが、保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎま  
すと、保険契約は効力を失う(失効)ことがあります。

## 保険料の払込方法が月払の場合

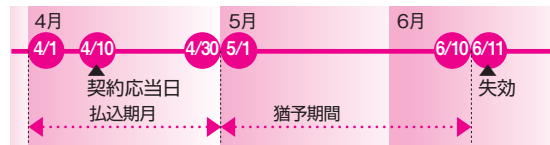
払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。



## 保険料の払込方法が年払・半年払の場合

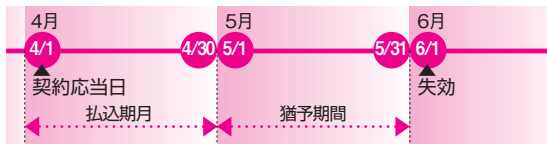
払込期月の翌月初日から、翌々月の月単位の契約応当日\*  
までが猶予期間となります。

\*払込期月の契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、そ  
れぞれ4月・8月・1月の各末日までとなります。



## 積立利率変動型終身保険、 変額保険(終身型・有期型)、 変額個人年金保険の場合

払込期月の翌月初日から末日までが猶予期間となります。



**!** 保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎた場合でも、次に該当する場合、保険契約は有効に継続します(この  
制度をご希望されない場合は、あらかじめ当社担当者にお申し出ください)。

● **保険料の自動振替貸付が利用可能な主契約の場合**

保険料とその利息の合計額が解約返戻金額を超えない間は、当社が自動的に保険料相当額を貸付けて保険料に充当す  
ることにより、保険契約を有効に継続します。

● **変額保険(終身型・有期型)の場合**

当社所定の解約返戻金額があるときは、自動延長定期保険に変更され、保険契約は継続します。

● **変額個人年金保険の場合**

当社所定の解約返戻金額があるときは、自動払済年金保険に変更され、保険契約は継続します。

**払込期月**とは保険  
料を払い込む月のこと。  
**月払の場合**:月単位  
の契約応当日(契約  
応当日のない場合は、  
その月の末日。以下  
同じ)の属する月の  
初日から末日まで。  
**年払・半年払の場  
合**:年単位または半  
年単位の契約応当  
日の属する月の初日  
から末日まで。

104  
~105 ページ参照

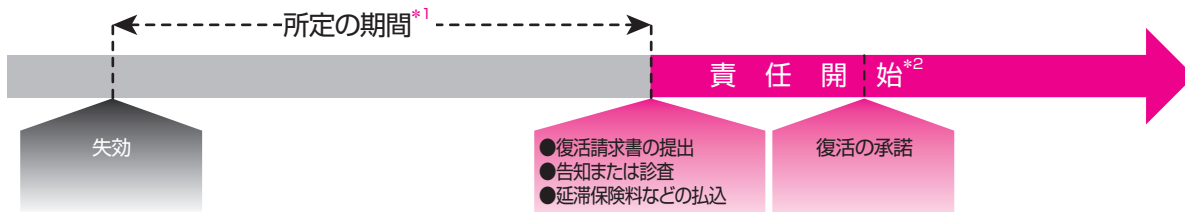
保険料の自動振替  
貸付、自動延長定期  
保険、自動払済年金  
保険については  
P.104~105をご参  
照ください。

# 保険契約が失効した場合でも、 所定の期間内なら復活の請求ができます

保険契約が失効した場合でも、失効日から所定の期間内であれば、保険契約の復活を請求することができます。その際には、あらかじめ告知または診査を行っていただき、失効期間中の延滞保険料と当社所定の利息を所定の期日までに お払い込みいただきます。



- 保険契約の解約を請求された場合や、健康状態によっては保険契約の復活はできません。
- 復活する際の健康状態によっては、優良体・非喫煙者割引特則や非喫煙者割引特則は消滅します。この場合、所定の金額を授受し、復活後の保険料を改めます。
- 保険料の自動振替貸付や契約者貸付の元利合計額が当社所定の金額を超えたために失効した場合は、別途、当社の定める取扱により貸付の元利金もお払い込みいただきます。



\*1 主契約によって、復活を請求できる期間が異なります。各主契約の請求可能期間は次のとおりです。

| 請求可能期間            | 主契約                                       |
|-------------------|---|
| 失効日からその日を含めて3か月以内 | 終身保険(無選択型)、変額保険(終身型・有期型)、変額個人年金保険         |
| 失効日からその日を含めて1年以内  | 積立利率変動型終身保険、総合医療保険、終身がん保険(08)、がん保険、がん入院保険 |
| 失効日からその日を含めて3年以内  | その他の保険種類                                  |

\*2 終身がん保険(08)、がん保険、がん入院保険、がん特約、特定疾病診断給付金特約、先進医療特約、抗がん剤治療特約をがん給付の責任開始期前に復活した場合、当該主契約・特約のがんに関する責任開始期は、失効する前のがん給付の責任開始期と同日になります。



保険契約の復活を希望される場合は当社担当者までご連絡ください。手続の方法をご連絡差しあげます。



担当者

### お払い込みが困難になった場合でも、保障を継続する方法があります

#### 自動的に行われるもの

所定の解約返戻金がある保険契約であれば、保険料の払込猶予期間が過ぎても保険料のお払い込みがないときは、自動的に次のように取り扱います。



この制度は、あらかじめ希望されないこととお申し出いただいた保険契約には適用されません。

#### 保険料の自動振替貸付

解約返戻金の範囲内で、当社が保険料を自動的にお立て替え(貸付)いたします。

|       |   |
|-------|---|
| 貸付の上限 | 主契約の解約返戻金(未経過保険料を含みます)の範囲内*                                       |
| 利息    | 当社所定の利率により、複利で計算します(現行 年2.5%。米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険は、4.0%)。 |
| 返済方法  | 全額返済のほか、一部返済もお取り扱いします。  |
| 清算    | 保険契約の全部または一部が消滅するときや、年金・学資金をお支払いするときなどには、元利金を差し引きます。              |

\* 次の特約を付加している場合、その特約の解約返戻金(未経過保険料を含みます)も含みます。

- 平準定期保険特約
- 平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)
- 生前給付終身保険特約
- 生前給付定期保険特約

#### ▶ 5年ごと利差配当付終身介護保障保険の場合

介護一時金・介護年金をお支払いする際に、元利金が介護一時金・介護年金を超える場合は不足額をお払い込みいただきます(不足額をお払い込みいただけない場合、保険契約が消滅することがあります)。

#### ▶ 米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険の場合

米ドル建の保険のため、為替相場の変動により、円で返済いただく自動振替貸付金の元利金の変動(増減)します。



- 貸付金の元利金(契約者貸付の元利金と合算します)が、当社所定の金額を超えたときは、当社が定める金額をお払い込みいただきます。なお、この通知を発した日の属する月の翌月末日までにお払い込みがなかった場合、保険契約は期日の翌日から効力を失います。
- 保険料の自動振替貸付や契約者貸付をご利用中に、さらに自動振替貸付を行う場合、基準となる解約返戻金額は、すでにご利用中の貸付金の元利金を差し引いた額となります。

#### 自動延長定期保険への変更 ※変額保険(終身型・有期型)の場合

保険料の払込猶予期間満了時の解約返戻金<sup>\*1</sup>をもとに、保険期間を新たに定めた定額の延長定期保険に自動的に変更されます(変更後の保険期間は、変更前の主契約の保険料払込期間<sup>\*2</sup>を限度とします)。変更後の保障内容は、死亡保険金と高度障害保険金のみになります。なお、変更後の保険金額は、変更時の主契約と特約<sup>\*3</sup>の普通死亡保険金額と同額<sup>\*4</sup>です。

- \*1 変更時に消滅する特約がある場合、その特約の解約返戻金も含みます。
- \*2 変額保険(有期型)の場合は、変更前の保険期間を限度とします。
- \*3 一部の特約については、普通死亡保険金額または年金現価の一定割合となります。
- \*4 契約者貸付をご利用中の場合は、その元利金を差し引いた額となります。

- ▶ 変更後は特別勘定による運用は行いません。変更後は、保険金額が定額となり、保険金額や解約返戻金額は変動(増減)しません。
- ▶ 変更した日から3か月以内で、かつ自動延長定期保険の保険期間内に、未払込保険料のお払い込み、または解約、定額払済(終身)保険への変更のいずれかのご請求があった場合、自動延長定期保険への変更はなかったものとします。
- ▶ 変更前に特約を付加されていた場合、特約はすべて消滅します。



- 次に該当する場合は、延長定期保険に変更されません。
  - ・特別条件付保険特約(11)(特定高度障害状態不担保法、特定障害状態一部不担保法の場合を除く)や、保険料払込免除特約の保険料割増法が適用されている場合(ただし、特別保険料や割り増した保険料の払込が必要な期間や、保険金が削減される期間の経過後は変更されます)。
  - ・変更後の保険期間が所定の期間を下まわる場合。
- 契約者貸付をご利用中の場合、保険期間の計算基準となる解約返戻金額は、その元利金を差し引いた額となります。
- 延長定期保険に変更後は、契約者貸付制度はご利用できません。

この制度がご利用できる主契約につきましてはP.4をご覧ください。

#### 101 ページ参照

未経過保険料とは、半年払・年払でお払い込みいただいた保険料のうち、保険料のお払い込みが不要となった日の翌日以降、最初に到来する月単位の契約応当日から、払込期月の契約応当日が到来するまでの期間に対応する未経過部分の保険料のこと。詳しくはP.101をご参照ください。

#### 12 ページ参照

特別条件付保険特約(11)について詳しくはP.12をご参照ください。

## 自動払済年金保険への変更 ※変額個人年金保険の場合

保険料の払込猶予期間満了時の解約返戻金をもとに、年金額を新たに定めた定額の払済年金保険に自動的に変更されます。

- ▶ 変更後は特別勘定による運用は行いません。変更後は、年金額が定額となり、年金額や死亡給付金額・解約返戻金額は変動(増減)しません。
- ▶ 変更後の年金支払期間は変更前と同一です。年金支払開始日は、変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達した日以降に迎える払済年金保険への変更日の年単位の応当日となります。
- ▶ 変更した日から3か月以内で、かつ年金支払開始日前に、未払込保険料のお払い込みがあった場合、払済年金保険への変更はなかったものとします。



- 変更後の年金額が所定の額を下まわる場合は変更できません。
- 契約者貸付をご利用中の場合、年金額の計算基準となる解約返戻金額は、その元利金を差し引いた額となります。

## 保険契約者からのお申し出により行われるもの

### 払済保険など<sup>\*1</sup>への変更

保険契約者からのお申し出により、以後の保険料の払込を中止して、変更時の解約返戻金<sup>\*2\*3\*4</sup>をもとに、保険金額<sup>\*5\*6</sup>を新たに定めた生命保険に変更することができます(変更後の保険金額は、変更時の主契約と特約<sup>\*7</sup>の普通死亡保険金額<sup>\*6</sup>の合計額を上限とします)。変更後の保障内容や保険期間<sup>\*8</sup>は、変更前の主契約と同一です。また、解約返戻金に残額が発生する場合は、残額をお支払いします。

- \*1** 払済保険などは、払済保険の他に、定額払済保険、定額払済終身保険、払済年金保険、払済学資保険のことをいいます。それぞれ、以下の主契約が変更することができます。
  - ・払済終身保険 : 長期平準定期保険(障害保障型)、通増定期保険(低解約返戻金型)
  - ・定額払済終身保険: 変額保険(終身型)
  - ・定額払済保険 : 変額保険(有期型)
  - ・払済年金保険 : 5年ごと利差配当付個人年金保険
  - ・払済学資保険 : 5年ごと利差配当付学資保険
  - ・定額個人年金保険: 変額個人年金保険(詳しくはP.54をご参照ください)
- \*2** 変更時に消滅する特約がある場合、その特約の解約返戻金も含まれます。主契約、特約ともに、未経過保険料があれば未経過保険料を含みます。
- \*3** 保険料の自動振替貸付や契約者貸付をご利用中の場合は、その元利金を差し引きます。
- \*4** 変更前の主契約が次に該当する場合、「当社所定の金額(解約返戻金を下まわらないもの)」と読み替えます。
  - ・5年ごと利差配当付個人年金保険
  - ・5年ごと利差配当付学資保険
  - ・5年ごと利差配当付終身介護保障保険
- \*5** ミドル建特殊養老保険は、払済保険に変更した日の原保険契約の死亡保険金額を超える場合、払済後の保険金額を所定の金額とし、解約返戻金の残額をお支払いします。この場合の所定の保険金額(払済後の保険金額)は、以下のとおりとなります。  
 所定の保険金額(払済後の保険金額) = 原保険契約の死亡保険金額 - お支払いする解約返戻金の残額  
 なお、上記により解約返戻金の残額が多額となり、所定の保険金額(払済後の保険金額)が小さくなる場合があります。
- \*6** 次の主契約の場合、以下のとおり読み替えます。
  - ・5年ごと利差配当付個人年金保険の場合 : 年金額
  - ・5年ごと利差配当付学資保険の場合 : 基準学資金額
  - ・5年ごと利差配当付終身介護保障保険の場合 : 基本介護年金額
- \*7** 一部の特約については、普通死亡保険金額または年金現価の一定割合となります。
- \*8** 変更前の主契約が次に該当する場合、保険期間は終身に変更されます。
  - ・長期平準定期保険(障害保障型)
  - ・通増定期保険(低解約返戻金型)

#### ▶ 変額保険(終身型・有期型)、変額個人年金保険の場合

変更後の生命保険は、特別勘定による運用は行いません。変更後は、保険金額等が定額となり、保険金額等や解約返戻金額は変動(増減)しません。

#### ▶ 通増定期保険(低解約返戻金型)の場合

変更後の生命保険は、保険金額が通増しません。

#### ▶ 5年ごと利差配当付個人年金保険・5年ごと利差配当付学資保険の場合

変更後の生命保険の死亡給付金額は変更時と同額です(保険料の自動振替貸付や契約者貸付をご利用中の場合は、その元利金を差し引いた額となります)。

#### ▶ 5年ごと利差配当付終身介護保障保険の場合

変更後の基本介護年金額は、保険料の自動振替貸付や契約者貸付をご利用中の場合、払済保険に変更後の死亡給付金額が、変更前の死亡給付金額から元利金を差し引いた金額を超えない範囲で定めます。

#### ▶ 積立利率変動型終身保険の場合

保険料払込済の積立利率変動型終身保険となります。

#### ▶ ミドル建特殊養老保険の場合

変更後の死亡保険金額、高度障害保険金額および満期保険金額は同額となり、通増しません。

#### ▶ 変更前に特約を付加されていた場合、次の特約を除き変更時に消滅します。

- 継続する特約
  - ・リビング・ニース特約(04)      ・ナーシング・ニース特約(04)
  - ・5年ごと利差配当付年金支払特約
  - 所定の要件を満たせば継続する特約
    - ・災害死亡給付特約\*
    - ・傷害特約\*
    - ・入院総合保障特約(87)      ・成人病総合保障特約(95)
    - ・がん特約
- \* 保険金等が減額されることがあります。



- 次に該当する場合は、払済保険などに変更できません。
  - ・特別条件付保険特約(11)(特定高度障害状態不担保法、特定障害状態一部不担保法の場合を除く)や、保険料払込免除特約の保険料割増法が適用されている場合(ただし、特別保険料や割り増した保険料の払込が必要な期間や、保険金等が削減される期間の経過後は変更することができます)。
  - ・変更後の保険金額等が所定の額を下まわる場合。
- 変更前の主契約が、終身保険(無選択型)、変額保険(終身型・有期型)、変額個人年金保険の場合を除き、所定の要件を満たせば、元の契約内容にもどすことができます(復旧)。

**!** この制度がご利用できる主契約につきましてはP.4をご覧ください。

12 ページ参照

特別条件付保険特約(11)について詳しくはP.12をご参照ください。

### 延長保険など\*1への変更

保険契約者からのお申し出により、以後の保険料の払込を中止して、変更時の解約返戻金\*2をもとに、保険期間を一定期間とする定期保険に変更することができます(変更後の保険期間は、変更時の主契約の保険期間\*3を限度とします)。変更後の保障内容は、死亡保険金と高度障害保険金のみになります\*4。なお、変更後の保険金額は、変更時の主契約と特約\*5の普通死亡保険金額の合計額と同額\*6です。

- \*1 延長保険などは、延長保険の他に、定額延長定期保険のことをいい、以下の主契約が変更することができます。
  - ・定額延長定期保険:変額保険(終身型・有期型)
- \*2 変更時に消滅する特約がある場合、その特約の解約返戻金も含まれます。主契約、特約ともに、未経過保険料があれば未経過保険料を含みます。
- \*3 次の主契約の場合、以下のとおり読み替えます。
  - ・積立利率変動型終身保険の場合:90歳
  - ・変額保険(終身型)の場合:保険料払込期間
- \*4 変更前の主契約が、生前給付保険(終身型)98の場合は、特定疾病保険金の保障も継続します。
- \*5 一部の特約については、普通死亡保険金額または年金現価の一定割合となります。
- \*6 保険料の自動振替貸付や契約者貸付をご利用中の場合は、その元利金を差し引いた額となります。

#### ▶米ドル建特殊養老保険の場合

- ・変更後の保険金額は遡増しません。
- ・生存給付金額が延長保険の保険金額より過大になる場合には変更できません。

#### ▶積立利率変動型終身保険の場合

- ・変更後は増加保険金額が発生しません。
- ・変更時に増加保険金額が発生しているときや、被保険者の年齢が89歳を超えているときは変更できません。

#### ▶変額保険(終身型・有期型)の場合

- ・変更後は特別勘定による運用は行いません。変更後は、保険金額が定額となり、保険金額や解約返戻金額は変動(増減)しません。
- ▶変更前に特約を付加されていた場合、特約はすべて消滅します。

- 次に該当する場合は、延長保険などに変更できません。
  - ・特別条件付保険特約(11)(特定高度障害状態不担保法、特定障害状態一部不担保法の場合を除く)や、保険料払込免除特約の保険料割増法が適用されている場合。
  - ・変更後の保険期間が所定の期間を下まわる場合。
- 保険料の自動振替貸付や契約者貸付をご利用中の場合、保険期間の計算基準となる解約返戻金額は、その元利金を差し引いた額となります。
- 延長保険などに変更後は、契約者貸付制度はご利用できません。
- 変更前の主契約が、変額保険(終身型・有期型)の場合を除き、所定の要件を満たせば、元の契約内容にもどすことができます(復旧)。

**!** この制度がご利用できる主契約につきましてはP.4をご覧ください。

### 12 ページ参照

特別条件付保険特約(11)について詳しくはP.12をご参照ください。

### 保険金・給付金等の減額

所定の範囲内であれば、主契約や特約の保険金・給付金等を減額することにより、そのぶん保険料を少なくすることができます。

#### ▶変額保険(終身型・有期型)の場合

基本保険金額を減額することにより、同じ割合で変動保険金額も減額されます。

#### ▶変額個人年金保険の場合

基本年金額を減額することにより、同じ割合で変動年金額も減額されます。

▶主契約の保険金・給付金等を減額された場合、特約の保険金・給付金等も同時に減額されることがあります。

- 減額後の保険金・給付金等が所定の額を下まわる場合は、減額できません。
- 先進医療特約の先進医療給付金額は減額することはできません。
- 減額を行った主契約・特約によっては、所定の要件を満たせば、元の契約内容にもどすことができます(復旧)。

**!** この制度がご利用できる主契約につきましてはP.4をご覧ください。